

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415146)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415146
受信日付: 2017/03/29 10:04:05

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

スルホキサフロルの承認について、以下のような理由から、私は、さらなる検討が必要であり、現状のままでの承認をすべきでないと考えます

1. 人体への影響について、第三者による研究が未だ不十分であると考えられる点。食品安全委員会なども採用している情報は製造メーカーによって出されたものであり、当然ながら利害関係が生じます。公的機関や第三者機関がしっかりと検証実験を行い、そのメーカーによる報告書の内容をしっかりと検証してから決定を下すべきなのは科学的思考に基づく政策決定の基本と言えるでしょう。メーカーによる調査結果についても、外部の団体からは反論が出されており、しっかりとした第三者による調査が望まれます。
2. 世界的に、ネオニコチノイド系農薬とミツバチの減少に関する報告が現在相次いでいます。ミツバチは、我々の農業生産にとって不可欠な生物であり、激減している現在の状況は我々の生存に関わる非常に重要な問題であります。現在、ミツバチとネオニコチノイド系農薬との関連性がさまざまに研究されて、影響があることが明らかになっています。そのため、ヨーロッパでは全面禁止へと向かい、アメリカでも規制が行われています。ミツバチが安定的に活動できなければ、我々の農業への影響が非常に大きいところことから、ネオニコチノイド系農薬の使用を削減していく必要があると考えます。また、ミツバチ以外の野生生物の影響に関してもさらなる調査が必要であります。
3. 残留農薬の基準値について、OECDで定められた8サンプルによるデータではなく1つか2つしかデータがありません。これでは、基本的なデータ収集データの信頼性に疑問が出ます。またOECDで共通に使用される計算方法ではなく「経験則」と言われる状態で決められている現状について、「農薬登録の残留農薬の際の試験数は重要な課題であり、科学的根拠に基づいた検討の必要ありと思う」と農林水産省もコメントしていることから現在議論されている残留農薬基準を決定方法自体に問題があるのは皆が認めているものです。これでは、科学的情報に基づき判断すると言う、基本中の基本条件が成立しません。科学的根拠に基づいた試験結果こそが、安全な食品を守るための最良の情報であり、科学研究で世界的に知られている我々が現状のような残留基準の決め方では、食品の海外輸出を目指す我々にとり対外的にも大変よろしくないし、何よりも食の安全が守られません。
4. 現在、ネオニコチノイド系農薬について環境省がユスリカを用いた水中生物への影響調査を行っており、スルホキサフロルの試験結果は検討待ちです。水田などは我々の食糧生産にとって最も重要な資源であり、水中生物への影響がもしあるとしたら大変な事態となります。「~があるかもしれない」という疑問は科学的思考の始まりであり、非常に重要な部分を占めます。そして、それを検証する研究を国が行っている中で、その結果を待たずして早急に承認す

る意味などありません。研究結果が出ましたらそれを専門家が検討した上で判断するのが得策ではないでしょうか。

しっかりと科学研究に基づいたデータを出来る限り集めた上で、判断をすることが最も重要なことであり、研究途上の現状において、早急な承認を行う必要性はないと考えます。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354971

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415571)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415571
受信日付 : 2017/03/30 07:58:35

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

ミツバチや子供に影響が出ると思われる、ネオニコチド系農薬の許可に反対致します。

かつて私たちは、農薬や除草剤などの危険な薬品なしで食べ物を作っていました。膨大な数の微生物・菌・昆虫類を含んだ健康な大地から作り出される食物こそが、私たちを健康にしてくれるのです。それを今では人の作り出した薬品を撒いて生物を殺し、人の作り出した化学肥料を入れて、形ばかりの食物を作っています。それは大手メーカーの利益確保のため。全てが金・金・金です。

美しく緻密に織り上げられている生態系を壊し続けるということは、自らの首を絞めているということに他なりません。それに気づけないほど、人は愚かなのでしょうか？このまま大地に空気に水に化学物質を撒き続けて、私たちの孫や未来の子孫たちはどうなりますか？

もう目先の利益の追求はやめ、人類の未来を考えて判断をするべきです。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355322

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414995)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703280000414995
受信日付 : 2017/03/28 17:54:19

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」「(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

これまでもネオニコチノイド系農薬には”注意事項”があったのに、実際ミツバチへの被害は続き、”注意事項”だけではミツバチを守れないことが、農林水産省の調査で明らかになっています。

私自身の身近でも、ミツバチが消えた話が頻出しています。

ミツバチに限定してもこれだけの結果が出ているのですから、調査していないその他の生物層や人間への影響たるやどれだけになることか。

近場のお医者さんも、緊急外来の現場から、ネオニコチノイド系の農薬に対し警告を発し始めています。

これ以上のネオニコチノイド系農薬を認可することは、この国の未来を潰す行為です。

スルホキサフロルを承認しないよう求めます。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354853

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000415025)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703280000415025
受信日付: 2017/03/28 19:39:52

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: --

利用者メールアドレス:

提出意見:

理由1: 政府が考えているよりも人の健康に深刻な毒性があり、特に子どもへの影響が心配

スルホキサフロルは動物実験(ラット)で、死産や前足・後足の奇形をひき起こしたり、骨や尿管の形も異常が現れたりすることが確認されている農薬です。

スルホキサフロルは、胎児の発達に重要な受容体と結合して、作用を阻害するはたらきがあります。そうすると、胎児が無事に発達できない可能性があるのです。しかも、人間のほうが実験動物(ラット)の場合より、約10倍も結合性が強いというので、人間の胎児への影響がラットよりも強くでることが懸念されます。

現在の残留基準値案が作られる過程ではその点を考慮されていないので、見直すべきです。

理由2: 日本の農薬の残留基準値の決め方は、国際的にかなり緩い

農薬の残留実験が厳密に行われていません。経済協力開発機構(OECD)諸国では、作物ごとに8サンプル以上のデータをとることが求められているのに、日本では2つか3つというのが一般的。今回のスルホキサフロルでも、8サンプル以上のデータという要件をみたしたものは一つもありません。この点は、今月8日に国会(衆議院農林水産委員会)でも問題にされました。

理由3: 米国ではミツバチへの影響を考慮して、用途が減らされたのに日本は広いまま

アメリカでは、ミツバチが訪れて授粉する作物の、かんきつ類や、キュウリへの使用は禁止、リンゴやナス科の野菜には落花後に使用を限定しました。

でも農林水産省は、日本でも適用害虫の防除時期と開花期がかさなることを認めながら、“注意事項”(ミツバチのいるところでは使用しない、など)を遵守すれば被害は起こらないとして使用を限定しませんでした。

でも、これまでもネオニコ系農薬には“注意事項”があったのに、実際ミツバチへの被害は続いていて、“注意事項”だけではミツバチを守れないことが、農林水産省自身の調査で明らかになっています(次項も参照)*

それだけではありません。

稲の穂が出る夏、水田で散布するネオニコなどの農薬が、ミツバチの大量死を引き起こす原因とわかっているのに*、さらにスルホキサフロルの使用も承認されようとしているのです。ミツバチにとって、新たな脅威が追加されることになってしまいます。

(*2016年7月農水省調査「蜜蜂被害事例調査」の最終報告。ネオニコなどの農薬とミツバチの大量死の関係を農林水産省が認めました*)

理由4：花粉を運ぶ野生の虫など生態系への悪影響がまったく検討されていない

日本で、虫などが花粉を運んで授粉してくれる経済効果のうち、野生の昆虫などの貢献が7割に達するという試算が出されています。飼育されている虫だけでなく、農業にとって野生の生態系がとても大きな存在なのです。

また国際機関を含む、国内外の科学的調査により、飼育および野生の花粉媒介生物の価値が次々と明らかにされるとともに、その減少が警告されています。

また、生態系の働きへの悪影響も次々指摘されています。

「ネオニコ系農薬が予防的に使用されることで、天敵となる益虫など標的ではない生き物にも、重大な悪影響を及ぼしているという証拠が多くみられた」

「致死量ではなくても、少ない量で悪影響は出る」(例えばウイルスに対する抵抗力が弱くなる)というネオニコ系農薬の影響があきらかになったなど。

しかし、スルホキサフロルの検討では、他のネオニコ系農薬同様、養蜂家に飼われているミツバチしか検討していません。

花粉媒介生物を含む生態系への影響の観点から登録を保留する基準や枠組みができるまで、問題の農薬の承認や使用を中止すべきです。

理由5：水環境への影響も正しく評価されていない

ネオニコ系農薬の影響を受けにくい生物で実験されてきたため、ネオニコ系農薬の危険性が正しく評価できていません。

水質や水の中の生物への影響については、基準があり、魚類(コイ)、甲殻類(ミジンコ)、藻類で毒性の試験が行われてきました。

ネオニコチノイド系などの農薬は、ミジンコへの影響が弱いため、ミジンコで調査しても安全性を評価できたことにならない、という問題がありました。

このため、環境省で新たにユスリカを使って影響試験をすることになり、スルホキサフロルの試験結果も検討待ちの状態なのです。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354876

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414356)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414356
受信日付 : 2017/03/25 12:13:51

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

・キュウリ栽培でアブラムシ防除で困っています。以前日本応用動物昆虫学会誌で新規殺虫剤イソクラストが既存剤との交差抵抗性が認められないとの記事を読んでいました。既存剤との交差抵抗性がない新剤を強く望んでいます。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354319

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000415024)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703280000415024
受信日付 : 2017/03/28 19:13:13

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」「(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████
住所 : ████████████████████
氏名 : ██████████
連絡先電話番号 : ██████████
利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

殺虫剤ネオニコチノイドがミツバチなどの大量失踪、消滅に関与することが世界的に大問題になり、欧州連合や韓国、米国などで規制が進んでいる。フランス下院はネオニコチノイド全種の使用禁止を決議しています。今回パブリックコメントの対象になったスルホキサフロルは、その作用も上記の殺虫剤に類似し、その薬剤の製薬会社もミツバチへの多大な毒作用を認めていると聞きます。

この薬剤をリガンドとし高いアフィニティー(低濃度結合能)をもつニコチン性アセチルコリン受容体は、昆虫だけでなく、人を含め多くの動物の神経伝達の役割を果たすという事実から、このようなリスクの高い農薬を我が国に導入することは、主に次の二点で取り返しのつかない禍根を残す恐れがあります。その一つはネオニコチノイド系農薬が言われているように、発達過程にある子供、特に発生初期の胚、胎児や幼児の神経系の構築と発達・精神発達にこの薬剤が同受容体を介して悪影響を及ぼし、社会的経済的影響が大きく出る可能性がある。二つ目は、もちろんミツバチおよび訪花昆虫を主力とする生態系のバランスがこの薬剤散布で崩壊し、社会的経済的損失の極みに至る可能性がある。多分、この二点は多くの国民も理解し共感し得るものと思います。

以上の理由で、私はスルホキサフロルの導入、残留基準等の設定そのものに強く反対するものです。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354875

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415162)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703290000415162
受信日付 : 2017/03/29 10:26:14

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

新ネオニコチノイド系農薬、スルホキサフロルの解禁に反対します。今までもネオニコチド系の人体、ミツバチ、野生動物、生態系、水環境の悪影響が懸念され、科学鄭証拠も蓄積されてきました。ヨーロッパでは3種類のネオニコチド系農薬の使用を全面的に禁止する案が提出される見込みとのことです。特に、私はネオニコチド系農薬の人体、特に子どもへの影響が心配です。昨日、国会で発達障害児の増加とその教育が議論されていました。発達障害の原因の一つとして、日常摂取する食べ物や農薬の影響もあるのではという学説を聞いたことを思い出し、その因果関係の有無を証明してほしいです。自給率が低い日本ですが、それだけに安全、安心な生態環境をつくり、農作物の生産に努めていかなければなりません。輸入作物にも、厳しい基準が必要です。ある作物に農薬を散布しているつもりでも、飛散したり環境への影響は甚大です。感受性の鈍い生物で、基準をクリアさせるのではなく、どうか、子どもたちの未来のためにも、予防原則を徹底させてください。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354983

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415434)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703290000415434
受信日付 : 2017/03/29 18:38:30

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ████████████████████

利用者メールアドレス : ██

提出意見 :

ネオニコチノイド系農薬の影響でミツバチが大量死したり、失踪していると記事で読みました。人体主に胎児、幼児、妊婦さんに悪影響としました。イタリアをはじめるとるヨーロッパ各国、続いてアメリカはオバマ政権時に経済損失の影響があるとして、ネオニコチノイド系農薬の認可をこれ以上増やさないと決めました。なぜ日本では一旦保留にされたにもかかわらず、認可しようとするのでしょうか？

安全性について世界基準で提示し、安全の根拠をしめし農業を生業とする個人と向きあって方針つけていくべきではないでしょうか？

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355218

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415451)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703290000415451
受信日付 : 2017/03/29 19:43:06

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロルの)残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████
住所 : ████████████████████████████████████
氏名 : ██████████
連絡先電話番号 : ██████████
利用者メールアドレス : ████████████████████████████████████

提出意見 :
農薬スルホキサフロルの残留基準設定に反対する。ミツバチにも環境にも悪影響があり、子どもの発達障害にも影響があると言われているネオニコチノイド農薬の使用および残留を認めるべきではない。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355232

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415457)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703290000415457
受信日付 : 2017/03/29 20:18:08

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████
住所 : ████████████████████
氏名 : ██████████
連絡先電話番号 : ██████████
利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

ネオニコチノイド系農薬がミツバチやそれ以外の花粉を運ぶ野生の虫たち、そして生態系へ与える悪影響については、科学的な証拠が数多く上がっています。残留農薬による健康への悪影響は計り知れず、農薬の残留基準緩和や新規導入は絶対にしないよう強く求めます。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355237

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415456)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703290000415456
受信日付 : 2017/03/29 20:18:11

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████
住所 : ████████████████████
氏名 : ██████████
連絡先電話番号 : ██████████
利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

ネオニコチノイド系の農薬はミツバチに大きな影響を与えているだけでなく、人の健康(特に幼児の脳神経)にも悪影響を及ぼすことが分かっています。フランスでは2016年3月に全てのネオニコチノイド系農薬の全面禁止法案が可決されたとのこと。

日本はEUと比べると残留農薬基準が1.5~300倍も高く、外国では禁止の方向なのに2011年に大幅に緩和されたのはどういうことか？

人間はうそをついても自然はうそをつきません。

これ以上ネオニコチノイド系農薬の使用を増やすことはやめるべきです。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355238

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415474)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703290000415474
受信日付 : 2017/03/29 21:25:45

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : [REDACTED]
住所 : [REDACTED]
氏名 : [REDACTED]
連絡先電話番号 : [REDACTED]
利用者メールアドレス : [REDACTED]

提出意見 :

本案件である農薬スルホキサフロルの使用に反対します。これは新ネオニコチノイド系農薬とのことで、ミツバチの大量死の原因になっている疑いが濃厚な農薬でもあるだけでなく、人間の胎児にも悪影響を及ぼすのではないかと懸念されている物質でもあります。一度は取り下げられた本件が米国で認証されたからと再提出されるのは安易すぎませんか。しかも当農薬の製造メーカーは米国を本拠とするダウ・ケミカルでその企業が提出した使用実験データだけを元に安全だと決定するとは人の健康や生態系の保全よりも企業の利益を優先する姿勢にしか見えないのですが。そもそも、日本の残留農薬実験は、OECD 諸国のと比べてかなりゆると聞いています。国民の命と健康よりも経済と企業利益が優先事項なのでしょう。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355251

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415514)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415514
受信日付: 2017/03/29 22:42:28

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]
提出意見:

ネオニコ系農薬であるスルホキサフロルの日本での農薬登録のための審査の中止を求めます。農薬登録に反対です。

<理由>

農薬の安全性がきちんと確認されておらず、発達神経毒性や環境ホルモン作用、複合影響について充分確認されていません。また、残留基準値の算出も多くの場合計算ではなく経験則で決められており、サンプル数もOECDの定める8検体を満たした作物が一つもないなど、検証方法に不備が認められます。

2. 開発メーカー自身がミツバチに対する毒性が強いと述べている農薬で、アメリカでは養蜂家協会からの強い反対を受けて一度は使用が禁止され、その後用途が減らされた農薬であるにもかかわらず、日本では広い用途のまま申請が進められています。
3. 現在の残留基準が決まれば、日本でネオニコチノイド系農薬とミツバチ被害の関連が確認された稲作にも使用されることとなります。
4. 花粉を運ぶ野生の昆虫や、その昆虫を食べる鳥など、関連する生態系への影響がまったく考慮されていません。

生態系や農業、人の健康に重大な影響をもたらす毒性の強いこうした農薬を、米国からの輸入を増やすためといった政治的な理由で解禁しようとしていることは明らかであり、農薬登録には断固反対します。これだけのリスクに見合うだけのベネフィットがある農薬であるとは到底考えられません。ネオニコ系農薬がミツバチを始めとする生態系に深刻なダメージを与え、食の安全を脅かすことが国際的にも明らかとなっている今日、これを緩和するような時代に逆行するような不自然な動きには、断固反対します。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355274

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415552)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415552
受信日付: 2017/03/29 23:38:37

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所:

氏名:

連絡先電話番号: -

利用者メールアドレス:

提出意見:

ネオニコ系農薬「スルホキサフロル」は人の健康やミツバチ、生態系への影響に懸念があり、農薬としての承認や使用は禁止にさせていただきたい。

1 スルホキサフロルの動物実験(ラット)で死産や奇形など異常が見られました。それは胎児の発達に重要な受容体にスルホキサフロルが結合し、結果、死産や奇形などが起こったわけで、人間の場合はラットよりも約10倍の強い結合があり、死産や奇形がより強く出るとは明らかです。残留基準値はもっと低く、1日耐用摂取量も今よりも厳しく10分の一か100分の一にすべきです。

2 残留基準値の決め方も、の経済協力開発機構の国々と同じか、あるいはそれ以上のサンプルデータで決めてください。経済協力開発機構の国々は、作物ごとに8種類のデータをとって残留基準値を決めています。日本の場合もそれに習って、8種類かそれ以上のサンプルで決めてください。

3 ネオニコ系農薬がミツバチに悪影響があることは明らかです。スルホキサフロルも当然、ミツバチなど昆虫に悪影響があるので、その使用については単なる「注意事項」ではなく、作物の名前を具体的にあげて、使用禁止にすべきです。アメリカでさえ柑橘類やキュウリなどに使用禁止にしています。またリンゴやナス科には落花後に使用を限定しています。また、水田で稲の穂が出る夏には使用禁止にしてください。ミツバチや生態系への悪影響が懸念されず。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355303

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415618)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415618
受信日付: 2017/03/30 15:38:47

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

以下の理由のため、残留基準値案の見直しを強く望みます。
どうか国民の健康を第一に考えた英断を心よりお願いいたします。

1. 人体への悪影響

スルホキサフロルは動物実験(ラット)で、死産や前足・後ろ足の奇形をひき起こしたり、骨や尿管の形も異常が現れたりすることが確認されている農薬です。また、胎児の発達に重要な受容体と結合して、作用を阻害するはたらきがあり、胎児が無事に発達できない可能性があります。しかも、人間のほうが実験動物(ラット)の場合より、約10倍も結合性が強いというので、人間の胎児への影響がラットよりも強くでることが懸念されます。現在の残留基準値案が作られる過程ではその点を考慮されていません。

2. 日本の農薬の残留基準値の決め方は、国際基準を大幅に下回っている

「OECDが定める残留基準値の算出方法」というのは一つの農薬について同じ作物の試験データ数が8つ以上必要とされていますが、日本でのスルホキサフロルの試験データ数は1つか2つだけ(お米だけ4つ)。農林水産省の今城食品・安全局長も、決め方が「科学的でない」ことを認識して、次のように述べられています。「農薬登録の残留農薬の際の試験数は重要な課題であり、科学的根拠に基づいた検討の必要ありと思う」検討の必要があると政府が自ら認めているような方法で残留基準値を安易にきめようとするのは、食の安全や健康をまもる行政機関として無責任ではないでしょうか。

3. ミツバチなどの花粉媒介生物を含む生態系への悪影響

稲の穂が出る夏、水田で散布するネオニコなどの農薬が、ミツバチの大量死を引き起こす原因とわかっているのに*、さらにネオニコ系のスルホキサフロルの使用も承認されようとしていて、ミツバチにとって新たな脅威が追加されることになってしまいます。

(*2016年7月農水省調査「蜜蜂被害事例調査」の最終報告。ネオニコなどの農薬とミツバチの大量死の関係を農林水産省が認めました*)

また、水質や水の中の生物への影響については、基準があり、魚類（コイ）、甲殻類（ミジンコ）、藻類で毒性の試験が行われてきました。ネオニコ系などの農薬は、ミジンコへの影響が弱いため、ミジンコで調査しても安全性を評価できたことにならない、という問題がありました。このため、環境省で新たにユスリカを使って影響試験をすることになり、スルホキサフロルの試験結果も検討待ちの状態です。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355375

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415634)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415634
受信日付 : 2017/03/30 16:35:08

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

スルホキサフロルの使用については今だ様々な問題があり、人体、特に胎児への影響、花粉媒介生物への影響、特にミツバチの大量死との関連が大きな問題となっており、たとえその因果関係が証明されずとも、その可能性が否定できない以上、わずかな動物実験で安全基準を決定するにはあまりに無謀だと考えます。複合汚染も含めて今後この農薬が自然界に大量に放たれれば取り返しのつかない生態系への影響が強く懸念されます。行政の決定は未来の子供たちへの重い責任を負っています。慎重な決定を切に切にお願い致します。私の息子が有機栽培農業として頑張っておりますが、化学的な農薬を一切使用しなくても美味しい野菜は収穫できます。農業現場での安易な農薬使用を見るにつけ(農薬を予防的に使用する場合も多いと知りました)やはり政治レベルでの慎重な判断が非常に重要だと考えます。農薬に限らず、もうこれ以上化学物資で地球を汚染してはいけないと思うのです。もう引き返せない所まで来ているようにも思えますが。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355392

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415655)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415655
受信日付 : 2017/03/30 18:29:31

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 : ████████

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

ヨーロッパでは、ネオニコ系農薬の規制に向けて進んでいます。ミツバチや生態系、そして生態系が支えてくれている未来の農業を考えてのことです。行政は、目先の利益ではなく、長期的な視点を持って農業を考える義務があります。日本の行政にも、その当たり前の責務を果たしてくれるよう期待します。

また、生態系への影響だけでなく、洗っても落ちないネオニコ系農薬は、消費者の視点から見ても不安です。ネオニコ系農薬をはじめとして、農薬をできる限り使わない農業を支援することを求めます。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355419

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415657)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415657
受信日付: 2017/03/30 19:02:14

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -
住所:
氏名:
連絡先電話番号: -
利用者メールアドレス:
提出意見:

1: 下記のようにネオニコチノイドの農薬とミツバチの大量死の関係を農林水産省は認めています。
このような毒性の強いものを使う事は、日本人の食べ物の生産量に直結し、今以上に輸入に頼ることになる可能性が大です。海外で輸出できる生産量が確保できている場合はまだいいですが、海外の生産量が天変地異で激減した時、当然ですが自国民の食べる方を優先するので、日本への輸出はストップされます。数年前にロシアは輸出をストップしました。
地球中の天変地異が勃発している最中、日本人の死活問題になります。
日本国内の生産量を増やし、安心、安全な食料自給こそが日本国民を守ることにあります。

(*2016年7月農水省調査「蜜蜂被害事例調査」の最終報告。ネオニコなどの農薬とミツバチの大量死の関係を農林水産省が認めました*)

2: 海外で危険だから使用を禁止する農薬を、農林水産省がミツバチの大量死も認めた危険なネオニコを何故、日本で使うのでしょうか？

3: 人や動植物、地球に悪影響を起こさない、安心、安全な食べ物を生産し、農薬や化学物質で地球の水を汚すことなく、安全な美味しい水を確保するためにも危険な農薬ネオニコチノイドの使用禁止をお願い致します
宜しくお願い致します

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000355422

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415682)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415682
受信日付 : 2017/03/30 21:20:48

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ██████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : --

利用者メールアドレス :

提出意見 :

「あたらしいネオニコ系農薬の解禁には大反対です！
いのちの繋がりを断ち切らないでください！
子どものいのち、ミツバチのいのち、すべての生きものたちの
いのちを守ってください！」

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355440

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415680)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415680
受信日付 : 2017/03/30 21:11:41

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : --

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

ネオニコ系農薬スルホキサフロルに反対です。ミツバチの大量死や神経毒性について関連性が強く疑われるからです。ミツバチだけでなく人間、特に乳幼児の脳にも大きな影響があるのではないかととても心配です。最近発達障害の乳幼児が身近に増えている感があります。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355439

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415677)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415677
受信日付 : 2017/03/30 21:02:38

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

新しいネオニコ系農薬の解禁には大反対です！！

子どものいのち、ミツバチのいのち、すべての生き物たちのいのちを守ってください！！

命のつながりを断ち切らないでください！！

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355438

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415589)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415589
受信日付 : 2017/03/30 11:14:31

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

ネオニコ系の農薬がミツバチにとって有害であることは日本政府も認めたのではなかったですか？ また、使用時の制限によっても、ミツバチを守れないことも認めているのではないですか？残留基準値を決めるより、使用禁止してください。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355337

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415591)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415591
受信日付 : 2017/03/30 11:51:28

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████
住所 : ████████████████████
氏名 : ██████████
連絡先電話番号 : ██████████
利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :
子どもの脳や神経の発達への影響、環境ホルモン作用、複合影響などの安全性評価が十分におこなわれていません。

ミツバチに毒性がつよいことはメーカーも認めているのに、このままでは日本では広い範囲で回数も多く使われてしまいます。
ネオニコチノイド系農薬とミツバチ被害の関連が高いと確認された水稻にまで適用されそうです。

花粉を運ぶ野生の昆虫などの生態系への影響がまったく考慮されていません。

先のパブコメの意見にまだ回答がないのに、またパブコメというのは先のパブコメ意見を無視しています。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355339

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 14:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415592)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415592
受信日付: 2017/03/30 12:06:15

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号:
住所:
氏名:
連絡先電話番号:
利用者メールアドレス:

提出意見:

持続可能な社会を作っていきます！経済の発展も重要ですが、それ以上に安心安全は大切なことです。命にかかわりますから。安心安全な農業の発展で経済の活性化をする方法に考え方をシフトすればよいのではないのでしょうか？その為にミツバチの存在はなくてはならないものなのです。効率良くありませんが、この先何世代と続いていく農業の方が日本の自給率アップにもなります。急がば回れだと思います。化学は人体には受け付けません。農薬も微量であっても生態系に悪影響を及ぼしています、それが見えにくいから理解しづらくかもしれませんが悪いものです。安全と言い張っている基準値も根拠に乏しいです。どうか農薬自体を無くしてください。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355340

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 14:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415606)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415606
受信日付 : 2017/03/30 13:19:53

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 :
住所 :
氏名 :
連絡先電話番号 : --
利用者メールアドレス :
提出意見 :

は発がん性があるとされています。農産物には欠かせないミツバチもいなくなるそうです。そのため、最近ハチミツも高価になりました。ミツバチがいなくなると野菜の生産ができなくなるとされています。農産物から除草剤が体内に入り、人間は病気を患って早死にすることになります。特に子供には影響が強いと思います。ある国が使用していたら、畑も荒れて野菜が枯れてしまって生産できなくなったということです。除草剤の輸入は禁止にしたいのです。農薬を使用しない農業を目指して指導されるようそのためには農業の科学研究・発展に力を入れていただきたい。よろしくお願いします。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355356

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月27日月曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703270000414595)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703270000414595
受信日付: 2017/03/27 05:17:20

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: ████████

住所: ████████████████████

氏名: ██████████

連絡先電話番号: ██████████

利用者メールアドレス: ████████████████████

提出意見:

スルホキサフロル農薬によりミツバチが激減しているという調査・報告がなされているのは、国際的にも常識となりました。企業の利益のために将来の食料危機が訪れるのをとめられるのは、今この時代の責任です。私はスルホキサフロル農薬の使用禁止を念頭に、その使用基準値を厳しく制限することを希望します。

日本で、虫などが花粉を運んで授粉してくれる経済効果のうち、野生の昆虫などの貢献が7割に達するという試算にある通り、農業にとって野生の生態系がとても大きな存在となっています。

また国際機関を含む、国内外の科学的調査により、飼育および野生の花粉媒介生物の価値が次々と明らかにされるとともに、その減少が強く警告されている。

「ネオニコ系農薬が予防的に使用されることで、天敵となる益虫など標的ではない生き物にも、重大な悪影響を及ぼしているという証拠が多くみられた」

「致死量ではなくても、少ない量で悪影響は出る」(例えばウイルスに対する抵抗力が弱くなる)というネオニコ系農薬の影響があきらかになったなど。

しかし、スルホキサフロルの検討では、他のネオニコ系農薬同様、養蜂家に飼われているミツバチしか検討していないという実科学的ではない欠陥があります。

花粉媒介生物を含む生態系への影響の観点から登録を保留する基準や枠組みができるまで、問題の農薬の承認や使用を中止すべきです。

人体への影響など他にもいくつかの中止すべき理由があり、決断内容の及ぼす影響の重大さを、総合的に、慎重に、審議を行ってくださることを心より願っております。

お仕事おつかれさまです。そして、最後まで読んでいただきありがとうございます。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354491

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月16日木曜日 14:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703160000412648)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703160000412648
受信日付: 2017/03/16 13:32:26

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

本農薬はテンサイ・ジャガイモ・トウモロコシ等畑作物並びに、水稻の吸汁性害虫に特効があり、農業者から早急な登録を求められています。

是非、速やかなる農薬登録をお願いいたします。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000352306

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415638)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415638
受信日付 : 2017/03/30 17:01:59

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

食品安全委員会および薬食審部会での審議の結果を見るかぎり、提案された基準値に問題はないと思います。すでに海外で広く用いられているようですので、農産物輸入の観点からも早期の基準値設定を要望します。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355395

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月27日月曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703270000414616)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703270000414616
受信日付: 2017/03/27 10:53:06

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

この農薬は、ネオニコチノイド系の農薬でミツバチの大量死に関与しているという報告を聞いており、欧米諸国では、
厳しく規制がかかっていると聞きます。

(ミツバチだけではなく、人体にも影響があるそうですね。)

理性的に考えると、このような農薬は、使用しないという方針が最も最良な選択だと思います。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354502

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月27日月曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703270000414631)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703270000414631
受信日付 : 2017/03/27 11:32:51

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 : XXXXXXXXXX

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

ネオニコチノイド系農薬は、ミツバチの大量死や生態系への深刻な被害をもたらすといわれ、それだけではなく人間の子どもの神経の発達に影響し、発達障害の原因となりうることを警告する研究者もいます。疑わしきは使うべからずです。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354513

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月27日月曜日 14:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703270000414652)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703270000414652
受信日付 : 2017/03/27 13:56:45

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

新たなネオニコ系農薬スルホキサフロルの残留基準値が決められようとしている今、日本は、国際基準と比べて残留基準値が高く、決め方がまったく「科学的ではない」です。

ネオニコ系農薬は、ミツバチの大量死や生態系への深刻な被害をもたらします。それだけではなく、小さな子どもの神経の発達に影響し、発達障害の原因となりうることを警告する研究者もいます。

小さな子どもの母として、これから大人になる大切な子どもの体、そして大切な自然を残す者として、科学的でない方法で決められた残留基準値で、新たなネオニコ系農薬を導入させるわけにはいきません。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354536

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月27日月曜日 18:06
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703270000414770)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703270000414770
受信日付 : 2017/03/27 17:52:41

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 :

連絡先電話番号 : --

利用者メールアドレス :

提出意見 :

人にもミツバチにも危険が及ぶネオニコ系農薬の危険性を広めてください。未来ある子供を危険にさらすことはしたくありません！

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354645

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703270000414822)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703270000414822
受信日付 : 2017/03/27 22:48:40

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

生態系に影響がある農薬の規制強化を求めます。

- 1、人の健康に深刻な毒性があり、特に子どもへの影響が心配です。
- 2、日本の農薬の残留基準値の決め方は、国際的にかなり緩く国会衆議院農林委員会でも問題になっています。
- 3、花粉を運ぶ野生の虫など生態系への悪影響がまったく検討されていません。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354684

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414890)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703280000414890
受信日付: 2017/03/28 11:07:15

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: ██████████

住所: ████████████████████

氏名: ██████████

連絡先電話番号: ██████████

利用者メールアドレス: ████████████████████

提出意見:

スルホキサフロルの人体への影響と残留農薬の基準を閣下見ると日本は基準が甘すぎます。ミルパチへの影響がこれだけ世界中で問われています。解禁ではなく規制に取り組むべきです

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354741

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414901)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703280000414901
受信日付 : 2017/03/28 11:45:07

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████
住所 : ████████████████████
氏名 : ██████████
連絡先電話番号 : ██████████
利用者メールアドレス :

提出意見 :

スルホキサフロルは、ネオニコチノイド系の農薬で、この農薬は、これまでもミツバチの大量死などの原因となっていることは、農水省も認めています。アメリカなどでもミツバチへの影響を考えたよとの規制が厳しくなっています。ヨーロッパでも3種類のネオニコチノイド系農薬の禁止が行われるようです。そういう中であって、日本が基準を緩める意味がわかりません。
私の知る限りでも穂の出た稲にネオニコチノイド系を散布して、ミツバチが死んでいます。日本は農薬使用量の世界でも有数の使用国です。安心安全の国産、と聞くととても複雑な気持ちで信じられません。健康への被害、特に子供への被害が疑われるスルホキサフロルの使用緩和を是非やめていただきたいです。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354747

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414892)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703280000414892
受信日付: 2017/03/28 11:23:28

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

日本で、虫などが花粉を運んで授粉してくれる経済効果のうち、野生の昆虫などの貢献が7割に達するという試算が出されています。飼育されている虫だけでなく、農業にとって野生の生態系がとても大きな存在なのです。

また国際機関を含む、国内外の科学的調査により、飼育および野生の花粉媒介生物の価値が次々と明らかにされるとともに、その減少が警告されています。

また、生態系の働きへの悪影響も次々指摘されています。

「ネオニコ系農薬が予防的に使用されることで、天敵となる益虫など標的ではない生き物にも、重大な悪影響を及ぼしているという証拠が多くみられた」

「致死量ではなくても、少ない量で悪影響は出る」(例えばウィルスに対する抵抗力が弱くなる)というネオニコ系農薬の影響があきらかになったなど。

しかし、スルホキサフロルの検討では、他のネオニコ系農薬同様、養蜂家に飼われているミツバチしか検討していません。

花粉媒介生物を含む生態系への影響の観点から登録を保留する基準や枠組みができるまで、問題の農薬の承認や使用を中止すべきです。

スルホキサフロルは動物実験(ラット)で、死産や前足・後ろ足の奇形をひき起こしたり、骨や尿管の形も異常が現れたりすることが確認されている農薬です。

スルホキサフロルは、胎児の発達に重要な受容体と結合して、作用を阻害するはたらきがあります。そうすると、胎児が無事に発達できない可能性があるのです。しかも、人間のほうが実験動物(ラット)の場合より、約10倍も結合性が強いというので、人間の胎児への影響がラットよりも強くでることが懸念されます。

現在の残留基準値案が作られる過程ではその点を考慮されていないので、見直すべきです。

日本の内閣府の「食品安全委員会」は、スルホキサフロルを含め、農薬の人の健康へのリスクを調べて一日耐用摂取量(ADI)を決めています(食品安全委員会の「農薬評価書」)。

でも、ここで食品安全委員会が参考になっているのは米国の農薬メーカーのダウ・ケミカル社による論文。この論文では、根拠もなく安易に、“ラットでは影響がたけど人間は大丈夫”、と結論づけていて、食品安全委員会もその結論を採用してしまっています。

人のほうがラットより10倍も結合性が高いのならば、1日の許容摂取量(ADI)は今のものより厳しく1/10~1/100

にするべきで、残留基準値ももっと低く見直すべきです。

日本の農業を持続発展させるには、土壌を健全化させなくては行けない。化学肥料や化学農薬を使い続けると土壌バクテリアが減少し、昆虫相が侵され、最後に動物に影響が出てしまいます。レイチェルカーソンが書いた「サイレントスプリング」のような世界にならないよう努力してきたと思います。その努力を益々発展させ安全、安心な日本、世界を後世の子孫に引き継いでいかなければならない。厚生省の再考と努力を期待します。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354742

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 14:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414907)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703280000414907
受信日付 : 2017/03/28 13:03:02

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

ミツバチに毒性が強くあり、製造元のアメリカでも養蜂家からの強い反発のある農薬と聞いています。アメリカではミツバチに配慮し、きゅうりや柑橘類には使用禁止、リンゴなどのフルーツには、受粉作業が終わったあとに使用を限定したそうですが、なぜ日本ではそのような規制を設けないのでしょうか。安全性がテストで認められてるから、なのでしょう。少しでも毒性があるという可能性が払拭できない限り、より安全な選択肢を設け、リスクを避けるべきではないのでしょうか。日本の農業は気候変動による台風や長雨など、農業へのリスクは増えています。それに脅威を加える形で農薬を解禁していくのはどういう視点に立っているのでしょうか。農薬を使い続けることは、土壌を疲弊させ、水質を汚染し、害虫だけでなく益虫も含めた生物多様性の低下につながることは、これまでの科学的な調査から明らかです。このまま農薬の使用を許可するのではなく、国民が納得する方法で、生態系への影響を調査してください。

また、生態系だけでなく、私たち人間の健康への影響もあります。市民団体の指摘では、胎児への影響は強く、流産や死産、神経発達に害を及ぼすことが動物実験で証明されており、人間に影響はないと決め付けているという結論は事実と異なるということです。子どもたちの育つ環境も、農薬以外にも放射能や石炭火力発電所による大気汚染、食品添加物など、たくさんの汚染物質を避けなければなりません。そこにさらに新たな有害物質を加えないでください。

どうか国民の健康、そして生態系をまもり、将来の安定した食料生産、そして環境をまもるという視点も考慮にいれて、農薬の登録を再考してください。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354753

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 14:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414906)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703280000414906
受信日付 : 2017/03/28 12:48:57

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ████████

連絡先電話番号 : ████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

化学物質の使用によって、わたしたちの暮らしは様々な恩恵を受けてきたことは事実です。しかし、化学物質の毒性がわかるようになり、私たちの健康のみならず環境や野生動物等にも多大な被害をあたえることを知るようになりました。

農薬もそのような化学物質であり、健康被害から無農薬栽培農業を求めてきました。食品への残留農薬を除くには農薬禁止しかありません。

今回の農薬スルホキサフロルは、使用によってミツバチの生存、活動を脅かすことがわかっています。スルホキサフロル農薬の使用を認める今回の残留基準設定に、強く反対します。設定しないでください。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354752

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414990)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703280000414990
受信日付 : 2017/03/28 17:46:32

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ██████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ██████████

提出意見 :

厚生労働省担当者様

今回残留基準設定をする農薬スルホキサフロルですが、ネオニコチノイド系農薬と聞きました。ネオニコチノイド系農薬は、日本の農業に多大な貢献をしているミツバチに悪影響をあたえるだけでなく、人間、とくに発達段階にある幼小児に対しても悪影響を及ぼすとして、ヨーロッパだけでなくアメリカでも規制の対象になっています。そのような薬剤に対して不十分な検査しか行わずに残留基準値設定をしようとしていることに危惧を覚えています。本当に日本の将来を考えるのであれば、慎重な上にも慎重な対応をしてくださるよう望みます。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354845

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415663)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415663
受信日付: 2017/03/30 19:41:00

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

私は20年ほど前から田舎暮らしをするうちに近隣の農家の方々と知り合い、農作物の作り方に興味を持つようになりました。仲間を募って「地域の古老に学ぶ」をテーマに、昔流の稲ワラ堆肥の作り方や、できるだけ化学肥料や化学農薬に頼らないで済む農法に親しみを感じてきました。

活動の中で情報交換を通じて驚いたのは、「日本の野菜は農薬を多量に用いないので、環境にも健康にも良いはず」と言う消費者側の強い思い込みです。やがて、農薬のデメリットについても勉強しなければという意見も出るようになりました。近年では、海外からの「環境フレンドリーな農業に関する署名」案内も頻りに届くようになり、スルホキサフロルについても知るようになった次第です。日本の基準値案が国際基準よりも高く、以前と異なり、測定値は公的機関が出していないのが問題と思います。以下、幾つかのポイントを簡潔に指摘いたします。

A 日本の農薬の残留基準値の決め方が国際的にかなり緩いこと

農薬の残留実験が厳密に行われていないと聞きました。経済協力開発機構(OECD)諸国では、作物ごとに8サンプル以上のデータをとることが求められているのに、日本では2つか3つというのが一般的で、今回のスルホキサフロルでも、データ数の要件を満たしたものが一つもないというのは問題です。

B 人間の健康に深刻な毒性があり、特に子どもへの影響が心配されること スルホキサフロルはラットを用いた実験で、死産や足の奇形、骨や尿管の形も異常が現れたりすることが確認されている農薬です。人間の胎児への影響がラットよりも強く出ることが懸念されます。現在の残留基準値案が作られる過程ではその点を考慮されていないので、見直すべきです。

日本の内閣府の食品安全委員会が参考にしているのは米国の農薬メーカーのダウ・ケミカル社による論文と聞きました。この論文では、根拠もなく“ラットでは影響がでたけど人間は大丈夫”と結論づけており、食品安全委員会もその結論を採用しているのは如何なものでしょうか。

C アメリカではミツバチへの影響を考慮して用途が減らされたのに、日本ではそうでないこと アメリカでは、ミツバチが訪れて授粉する作物の、かんきつ類や、キュウリへの使用は禁止、リンゴやナス科の野菜には落花後に使用を限定しました。しかし農林水産省は、日本でも適用害虫の防除時期と開花期が重なことを認めながら、“注意事項”(ミツバチのいるところでは使用しない、など)を遵守すれば被害は起こらないとしてしまいました。これまでもネオニコ系農薬には“注意事項”があったのに、実際ミツバチへの被害は続いていて、“注意事項”だけではミツバチを守れないことが農林水産省の調査で明らかになっています。さらに、稲の穂が出る夏に水田で散布するネオニコなどの

農薬が、ミツバチの大量死を引き起こす原因とわかっているのに、スルホキサフロルの使用も承認されようとしているのです。ミツバチにとっては、新たな脅威になります。

D 花粉を運ぶ野生の虫など生態系への悪影響が全然検討されていない

海外からの署名運動は、国際機関など国内外の科学的調査により減少が懸念されている野生のミツバチ保護を訴えるものが多いです。飼育されている虫だけでなく、農業にとって野生の生態系がとても大きな存在だからです。「ネオニコ系農薬が予防的に使用されることで、天敵となる益虫など標的ではない生き物にも、重大な悪影響を及ぼしているという証拠が多くみられた」「致死量ではなくても、少ない量で悪影響は出る」（例えばウイルスに対する抵抗力が弱くなる）というネオニコ系農薬の影響が明らかになったなど。しかし、スルホキサフロルの検討では、他のネオニコ系農薬同様、養蜂家に飼われているミツバチしか検討していません。花粉媒介生物を含む生態系への影響の観点から登録を保留する基準や枠組みができるまで、問題の農薬の承認や使用を中止すべきではないでしょうか。

以上。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355432

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415620)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415620
受信日付: 2017/03/30 15:43:44

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: —

利用者メールアドレス:

提出意見:

ネオニコチノイド系農薬スルホキサフロルの残留基準値を作ることとその使用は、次の各理由により、絶対に反対いたします。

・米国の連邦巡回区控訴裁判所は、2015年9月10日、ダウ・アグロサイエンスの新しいネオニコ農薬であるスルホキサフロルについて、2013年5月の米国環境保護庁(EPA)の認可を、連邦法(Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act)に違反するとして、認可無効の判決を下しました。この結果、スルホキサフロルは使用禁止となりました。

米国で使用禁止になり、販売禁止になったことは、非常に重要です。農水省は、この事実を重く受け止めて下さい。

・ネオニコ農薬は、ミツバチの方向感覚を狂わせ、帰巢できないようにして死に至らしめる蜂崩壊症候群の主要因として、世界中の研究者の意見は一致しています。

また、ネオニコ農薬の中でも、スルホキサフロルは、開発者であるメーカー自身が、ミツバチへの毒性が非常に高いことを認めた殺虫剤です。

開発メーカー自身が、ミツバチに毒性が高いというものを、なぜわざわざ日本で流通させる必要があるのですか？その必要は絶対にありません。

・2013年、EUは、ネオニコ3成分の一時使用中止を決めた後、ネオニコの2成分、アセタミプリドとイミダクロプリドがヒトの脳の発達に悪影響を及ぼす恐れがあると警告しました。

ネオニコ農薬は、たくさんの種類の農作物の生産に欠かせない受粉を媒介するミツバチに、深刻な悪影響を及ぼすだけでなく、ヒトの脳や神経の発達不良の原因となる危険性が指摘されています。

ネオニコ農薬は、アセチルコリンがなくてもアセチルコリン受容体に結合することによって神経伝達を阻害します。そして、ヒトの神経を麻痺させます。

・スルホキサフロルは、胎児の発達に関係する重要な受容体と結合して、その作用を阻害する働きがあります。それで、胎児が十分に発達できなくなります。人間の方が実験動物ラットよりも、約10倍も結合性が強いという研究

結果が出ています。

人間の方が実験動物ラットよりも、結合性が10倍も高いならば、1日の許容摂取量を現在の1/10以下にするべきです。

発達途中の子供の脳への発達障害と悪影響を指摘したのは、この日本です。子供への悪影響を甘く考えずに、厳しい許容摂取量に見直して下さい。

・ネオニコ農薬をその他の殺菌剤と混ぜて使用すると毒性が高まるとの研究報告があります。

農薬の業界雑誌(Crop Protection)の論文によれば、ネオニコ農薬と殺菌剤トリフミゾールとを合わせて使用すると、最高でミツバチ毒性が約1000倍増加します。トリフミゾールという殺菌剤は、日本でも野菜などの栽培に多用されており、日常的にネオニコ農薬とこの殺菌剤を混合して付着した農作物を、私たちは、毎日、食べています。

日本は、世界でも農薬を多く使うワースト国なのに、これらの悪影響がきちんと評価されていません。

・また、スルホキサフロルは、ミツバチ以外の多くの生物への悪影響が指摘されているのに、その検討がなされていません。

世界の研究結果では、「ネオニコ農薬が予防的に使用されることで、天敵となる益虫など標的ではない生物にも、重大な悪影響を及ぼしているという証拠が多く見つかった。」「致死量ではなくても、少ない量でも悪影響は出ている。」(例えば、生物のウイルスに対する抵抗力が弱くなる)というスルホキサフロルの悪影響が明らかになっています。これら他の生物への悪影響に関しては、なぜ検討しないのでしょうか？

ミツバチ以外の生物への悪影響もきちんと調査し、検討して下さい。

・ネオニコチノイド農薬は、浸透性農薬なので、洗っても落ちません。これが、毒性を、直接、ミツバチや我々の体内に運んでしまいます。

以上、これほど危険なネオニコ農薬スルホキサフロルの残留基準値を作ることとその使用に絶対反対いたします。

今までどおり、日本では、使用禁止のままの状態にしておいて下さい。

それが、たくさんの種類の農作物の受粉を媒介するミツバチと、日本の農産物を守ることになります。

この農薬が、もしも日本で使われるようになってしまったら、日本の野菜や果物が汚染され、ヒトとミツバチが甚大な被害を受けます。

そして、被害は、それだけではありません。

土壌中に残留するネオニコ農薬に汚染された餌を食べる鳥や家畜や小動物など、他のあらゆる生き物たちも、食物連鎖により汚染されてゆき、河川に流出したネオニコ農薬により、魚など水中生物もすべて汚染されてしまいます。

以上の各理由により、スルホキサフロルは、現在のまま、どうか使用禁止のままをお願いいたします。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355376

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月31日金曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415697)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415697
受信日付: 2017/03/30 22:45:40

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

スルホキサフロルの残留基準設定に反対します。

1 この農薬の残留基準案に対しては、すでに2015年12月から翌年1月にかけて意見募集(パブリックコメント)が実施され、アメリカでは登録削除された経緯から、反対意見が多く集まり、残留基準設定が延期されていたものです。アメリカではその後、用途制限などを行った上で再登録がなされましたが、この経過について精査したとの報告がありません。

2 アメリカでの登録の有無にかかわらず、神経毒性があり、浸透性の高いネオニコチノイド系農薬と同じような農薬の使用(登録)を避けるべきです。残留基準設定及び農薬登録に反対する意見の理由や根拠については、[REDACTED]はすでに[REDACTED]に[REDACTED]共同で要望書を提出していますので、それを参照してください。

3 なお、反農薬東京グループは、今回の意見募集に対し3月28日に提出した「意見」において、個別作物にわたる基準値それぞれについて、数値と根拠データを挙げて反対意見を述べています。[REDACTED]は、この反農薬東京グループの意見に賛同しているので、これも参照してください。

4 特に、人への健康影響について、すでに有機リン系農薬やネオニコチノイド系農薬で発達神経毒性についてデータが出されています。これらのデータに対して、慎重な予防原則の考え方を働かせ、予防的措置をとる観点からの十分な安全性評価を行うべきです。

5 生物多様性に係る問題やミツバチへの影響に対しては、農水省調査「蜜蜂被害事例調査」の最終報告(2017年7月)で稲の出穂期に使用されるネオニコチノイド系を含む農薬散布とミツバチ被害との関連が確認されています。国立環境研究所は、農薬(浸透移行性殺虫剤フィプロニル)で田んぼのトンボが激減したという農薬の生物多様性への影響評価を公表しています(2016年3月)。ところが、食品安全委員会や厚生労働省における評価方法には、わずかに水生生物への影響評価項目があるのみで、このような自然環境・農業への影響(特に予防的措置)が考慮される枠組みがありません。この観点からも、予防原則にのっとった予防的措置をとるべきです。

6 残留基準値の多くが、データの根拠のない「国際規格」やアメリカの基準が採用されています。例をあげれば、キャベツ 2ppmは、残留試験2事例で散布1日後の最大残留値は0.21ppmであるにもかかわらず、アメリカの基準と同じ。レタス 6ppmは、残留試験2事例で散布1日後の最大残留値は0.42ppmであるにもかかわらず、残留試験データが明らかでない国際基準 6ppmが採用されています。その他、多くの基準値が同様であり、基準全体が高いものになっ

ています。

以上のことから、このような残留基準を認めることはできません。また、このような残留基準を決めること自体が環境・農業・健康、とりわけ未来の子どもの健康に影響を及ぼす恐れが大きい農薬使用に道を開くことにつながるので、残留基準設定に強く反対します。

以上

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355455